

035 岡村博文家文書と目録作成について

1 岡村家第十四代当主岡村博文氏は、長野市若穂下和田に居住しておられる。にもかかわらず、標題の文書目録を『須坂市域の史料目録』中に編成させていただいたのには、それなりの理由がある。

明治初期には第三十八区副区長として岡村庄作・覚左衛門の名がみえる。覚左衛門は岡村家第十二代当主を引継ぐが、続いて第十七大区の副区長を拝命し、明治維新期の行政官として重責を果たさなければならなかった。明治12年に上高井郡役所が開設されると、郡書記として採用され、数年して筆頭書記として同24年まで郡役所の中核として、多数の郡役所関係記録（文書）を遺している。それらの覚左衛門関係史料は、須坂・上高井地域の近代史にとっては、この時代を解明する不可欠の史料群となっている。

以上のような史料の歴史的 성격により、『須坂市誌』編さんには欠かせない重要史料として、「岡村博文家文書目録」が編成されたのである。

2 岡村家文書は、江戸期の名主文書ほか明治期では、前掲の戸籍区から大区小区期をへて郡区町村編成期（郡役所期）までの史料群から構成されている。

江戸期では、文化8年から嘉永7年の庄作の記録「公私両用日記帳」28冊、天保期の日々の記録「歳中日記帳」14冊ほか貴重な記録がみられる。

明治元年から戸籍区にかけての文書では、第三十八区関係史料としての壬申戸籍作成史料（「壬申戸籍」は別扱い、除外）、地租改正初期の壬申地券作成史料や学校設立関係史料がみられる。

大区小区期の文書の特徴は、第十七大区一小区から八小区までの二十数ヵ村提出文書がそろって保管されていることである。この期の一等から四等までの民費の実態、地租改正事業を推進するための土地丈量・村等級作成などの記録がのこされている。

上高井郡役所開所以降の文書には、郡役所の全貌が明らかになるであろう「方寸誌」ほかの手帳がかなりの量にのぼり、貴重な記録となっている。くわえて、連合戸長役場関係史料ものこされている。

3 本目録「岡村博文家文書目録」は、『須坂市域の史料目録』の連番整理番号「035」（35番目）に位置付け、文書の内容を検討して下記のように分類した。史料番号は「035-A-I-1」から開始し、整理ラベルを貼付した。

	分類項目	総史料番号	史料点数
A-I	江戸期	137	247
A-II	江戸期	458	458
B	明治・戸籍区	579	652
C	大区小区期（土地税制）	378	423
D	大区小区期（行政一般）	1028	1054
E	郡役所期	439	450

F	書簡ほか	314	314
	総計	3333	3598

4 史料はしまい込んでおいただけでは生きてこない。本史料目録ならびに 3600 点にもなる史料が、須坂・長野市民をはじめ多くの地域史研究者によって活用され、当地域の未開拓の歴史が解明されることを願ってやまない。

5 史料目録の作成にあたっては、史料の存在形態を尊重しつつ、閲覧の便宜も考慮して、つぎのよにした。

(1) 史料名は原則として史料中に記載された表題を記載したが、無表題史料などには、つぎのように () をもちいて仮表題を作成し掲げた。

(屋敷地畑成願) (小作入り帳)

(2) 「記」、「御届」のみで内容未記載の史料については、つぎのように内容説明を記載したものもある。

記 (月俸受取) 御届 (官省札取調届)

(3) 多数ある関連の史料は、便宜的に括って目録化したものもある。その場合は、つぎのように一枚目の史料名を記し、他の史料については「外〇点」などと略記した。備考欄には「便宜括り」と記載しておいた。

奉公人御請状之事、外 8 点 土地受渡証書、外 3 点

(4) 史料形態については、つぎのように略記した。

横 (横帳)、 横半 (横半帳)、 縦 (縦帳)、 紙 (一紙)、
綴 (綴帳)、 冊 (冊子)、 封 (封書)、 など

6 本史料目録は、岡村家の特別なご理解とご協力を得て、須坂市誌編さん室の下記専門員が作成した。

勝山一男	小林 裕	井上光由	丸山文雄
竹内正勝	小林謙三	宮澤慶男	

(編さん担当：青木廣安・丸山文雄)

平成 22 年 (2010) 4 月 8 日

須坂市誌編さん室